

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 31 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和元年 5 月 9 日

松江市監査委員 松 本 修 司  
松江市監査委員 安 來 弘 喜  
松江市監査委員 田 中 明 子

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 施工管理について</p> <p>① 大庭町耐震性貯水槽設置工事</p> <p>溶接工の確認方法について、客観的に判断するために目視確認時に現場溶接外観検査記録票を作成し、外観見本による確認を行うように、検討されたい。</p> <p>また、溶接の施工について、溶接管理技術者が確認を行うよう、検討されたい。（警防課）</p> <p>2 建築工事</p> <p>(1) 新製品の発表等による請負金額の変更について</p> <p>① 松江城周辺照明等改修工事（第 1 期）</p> <p>照明器具等について、設計時から施工までの間に性能向上や新製品の開発により、採用器具の変更または数量の増減が生じた場合は、請負金額の変更が生じないか精査されたい。</p> <p>また請負金額増減の有無にかかわらず、施工承認書だけでなく書面による変更契約を行われたい。（観光文化課）</p>	<p>① 溶接工の確認方法について、客観的判断のため、目視確認時の現場溶接外観検査記録票等を作成し、外観見本との比較確認を行うよう検討します。</p> <p>また、溶接の施工については、溶接管理技術者等有資格者が確認を行うよう受注者側に指示します。</p> <p>① 設計時から施工までの期間が開いた場合、新製品の開発等により請負金額の変更が生じないか精査します。</p> <p>また、本工事の変更においては、工事打合簿の中で同等品以上の確認を行っていましたが、今後は書面による変更契約を実施します。</p>

(2)アスベスト対策について

① 八束複合施設大規模改修（建築）工事

関係法令の規定により、受注者に義務付けられた下記の事項の履行がされたかを確認されたい。

ア 解体等工事に係る調査、説明及び掲示

イ 事前調査、特別教育、作業主任者の選任、作業計画の策定、保護具の着用、湿潤化及び立入禁止措置

（資産経営課・生涯学習課）

① 確認した結果、受注者は調査・説明等を適切に実施していましたが、掲示については実施していませんでした。

今後は、管理資料の作成及び掲示等について、受注者を指導し、適切に実施します。